

都市計画法第17条第2項に基づく意見と市の考え方（岐阜都市計画下水道の変更（案））

1 総覽期間 平成27年3月2日～平成27年3月16日

2 意見書総数 8件

3 提出された意見及び当該意見に対する市の考え方

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
1	<p>私は39年前に大学を卒業し、就職を契機に職場への通勤に配慮して当時の穂積町別府の借家に入居しました。当時、初任給97,000円、家賃16,000円+駐車料金でした。</p> <p>借家の便所は汲み取り式でした。しかし、独身で結婚をめざし蓄えをするためには、この住環境で頑張るしかありませんでした。時代が進展する中、結婚を契機に馬場へ居を移し、長男誕生を機に本田団地に一家を構えました。馬場のアパート、本田団地はいずれも水洗式の便所でした。入居当時は下水道が整備されていないことは全く知りませんでした。</p> <p>県内市町村と下水道整備状況を比較すると、瑞穂市は限りなく最下位に近く、発展を続ける瑞穂市としては悲しくなるような状況で、社会的評価は厳しいものがあります。</p> <p>人口減少の中、瑞穂市的人口（4月）は最近の5年間をみても2010（51,340人）、2011（51,694人）、2012（52,094人）、2013（52,491人）、2014（52,920人）と増加傾向にあります。公共下水道が全市に普及していない状況は、市内に進出しようと企業にとっても住宅を新築して新たに住もうとする人にとっても大きなマイナスと考えます。</p> <p>これからも安定して発展を続け、今後、瑞穂市に新たに新築して居を構え、健康で安心して暮らせる瑞穂市とするため、また、安定して環境負荷の低減をするため、将来をみすえた現在総観中の下水道整備を1日も早く実現することは、喫緊の課題であり、市民にとっても社会的な評価から見ても極めて重要であると考えます。</p>	<p>瑞穂市の汚水処理施設の普及はかなり遅れており積極的な事業推進が必要であると考えています。</p> <p>瑞穂市は、岐阜県下では人口増加をしている数少ない自治体であり、公共下水道が普及することで、企業が進出しやすい環境を整えることにもつながるものと考えています。</p> <p>瑞穂市は、今後、衛生的で安全なものとなり、健全なまちとして発展していくために早期の公共下水道の普及に努めていきたいと考えています。</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方	
2	<p>平成23年12月に市・行政は、下水道推進特別委員会の秘密会で、終末処理場が牛牧下畠に決ったとして、説明会などの開催を求めてきました。これを受けて自治会及び地権者は事前に何らの案内も無い候補地の決定に断固反対、白紙撤回を求める決議し、市に通告をしました。しかしながら、市は表向きには決定の経緯などを真摯に説明をしたいなどと言っているようですが、実体は市長の任期内に下水道建設の諸手続きを終わらせたい意向です。瑞穂市はまちづくり基本条例などを制定し、市民参加による開かれた市政を目指していますが、「秘密会」など閉塞的な市政を行っているのも事実です。秘密会の議事録によれば、候補地を6箇所から牛牧〇〇地区と牛牧下畠の2ヶ所に絞られ、両地区を比較したメリット、デメリットを記されています。しかし決定に至った根拠が曖昧です。両地区のメリット、デメリットをどうように比較して決定されたのか、具体的に開示し第三者などによる公開の場で検証することを求めます、そもそも迷惑施設でなかつたら、委員会を秘密会にする必要はありません。秘密会にして候補地を決める前に、やるべきことがあつたはずです。よって候補地決定に改めて抗議し撤回を求めます。</p>	<p>下水処理場候補地は、公共下水道全体計画において選定し、客観的な項目から評価を行いました。公共下水道を整備するためには、下水処理場は最も重要な施設であり、候補地地域の方々と話し合う機会を設け選定に至った経緯などを含め丁寧な説明を継続していきたいと考えています。</p> <p>市議会での下水処理場候補地の審議は、内容の重要性から慎重を期すために秘密会で行われたものであると思っています。候補地の選定に関する資料は、ホームページ等で公開しています。</p>	
3	<p>平成23年に市・行政は、下水道整備計画が、早期に実現することを希望します。</p> <p>★岐阜都市計画下水道の変更（瑞穂市決定）案については、これまでに審議検討が重ねられた上で決定されていると思います。何ら変更、異議の余地はなく賛同いたします。</p> <p>・瑞穂市の水環境は、生活雑排水の垂れ流し等による良好な生活環境を悪化させ、公衆衛生上の面からも早期解決を図らなければならぬ重要な課題があります。</p> <p>・市の下水道整備計画では、下水道の敷設区域について市街化区域を対象としたもので、管渠整備が広範囲に及ぶことは当然であり、終末処理場の選定についても地理的条件等を勘案し瑞穂市の将来を展望したもので極めて適切かつ妥当な決断であると思います。</p> <p>★瑞穂市の公共下水道整備計画は、平成21年2月、瑞穂市下水道事業審議</p>	<p>今回都市計画に定める排水区域は、すべてが市街化区域であり、都市計画法第13条第11項で規定する都市計画基準の中で少なくとも定める施設と規定されており、また、都市計画法第6条の2で規定する岐阜都市計画の整備、開発及び保全に関する方針（区域マスタープラン）や都市計画法第18条の2で規定する市の都市計画に関する基本的な方針（市都市計画マスタートーブラン）において、公共下水道を整備することが定められています。</p> <p>水処理の観点からは、下水道法第2条の2で規定する流域別下水道整備総合計画や廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で規定する一般廃棄物処理計画においても公共下水道が位置づけられています。</p> <p>以上の上位計画から今回計画決定の案としている市街化区域について、では、少なくとも公共下水道計画を定める必要があります。</p>	<p>- 2 -</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
	<p>会から、「汚水処理計画の早期策定」の答申を受けて【瑞穂市下水道事業基本構想】が策定されたことから市議会では、積極的に「下水道整備検討特別委員会」（市議員10名で構成）を設置、その後「下水道推進特別委員会」に変更し、次の目的を取り組んだ経緯がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水による河川の汚濁防止について、汚水処理方策の調査、研究 ・下水道事業は、長期にわたり多額の経費を要するので、自治体財政の負担を慎重に検討 ・長期的な財政計画で費用対効果の検討等について、慎重に審議、検討を重ね【公共下水道整備の必要性】が有ると結論付け、市議会に諮られ、市議会で賛成多数で議決された事業計画であると確信しています。 	<p>市内排水路の水質状況等からも公共下水道整備が必要あります。一般廃棄物処理は市町村の責務であり、し尿処理施設整備を含めた財政面や環境面、衛生面、安全性、利水、公平性からも市街地については公共下水道整備が有利であると考えています。</p> <p>公共下水道事業により、財政面での不安が心配されますので、下水道事業対策基金を設置利用することにより、一般会計繰入金の負担の平準化を行い、企業会計の導入により財政健全化に努め進めていくことを考えています。</p>
	<p>①災害対策上も計画の最検討が必要（審議会答申でも社会情勢の変化に応じて見直すことを付記）⇒気象状況の変化。人口減少予想が明確になった。 ②処理場の分散化で建設費を安価にすることが出来るのでは？ ③人口集中地区（本田、牛牧団地、只越地区）や合併浄化槽の設置が出来ない所のみを公共下水道、他は合併浄化槽で、（補助金制度を作り推進を） ④現計画のオキシデッヂ法にこだわらず、他の方式の検討も ⑤甘い接続率見込でなく、現実的な見込みでの収支のしなおしを ⑥全市の汚水を1ヶ所の処理場で処理する予定の現計画は「処理場候補地の選定（瑞穂市公共下水道全体計画の（4）と（10）（11）=処理場周辺住民の同意及び住民の合意が得られればならないから逸脱している。 ⑦市民参画のもとで、計画見直しを別紙明細添付</p> <p>【別紙明細】 現在、瑞穂市が進めようとしている公共下水道計画についての見直しをお願い致します。 理由としては、</p>	<p>上下水道事業審議会は、汚水処理に関する諮問をし審議を頂きましたので雨水排除については審議が行われておりません。下水処理場の水槽部分の水位は、犀川遊水地の計画高水位や既往浸水位（平成5年9月12日水害）を考慮して計画しています。</p> <p>下水道計画区域の多くが市街化区域であり、区域を細分化しても管路延長に大きな差ではなく、大幅に安価となることは見込めません。細分化により複数の下水処理場の建設費や維持管理費が負担となることや災害時の対応を考えた上でも、行政面積が小さく人口密度が高い、瑞穂市の場合、より少ない処理施設の方が経済的でリスクが少ないと考えています。また、国が示す下水処理場間の2kmルールから採択されないこともあります。</p> <p>下水道基本構想の中で市内を集合処理（公共下水道）と個別処理（合併処理浄化槽）との区域分けを行い、その上で公共下水道全体計画を作成し、集合処理（公共下水道）とする区域の中でも、合併処理浄化槽の設置状況を考慮して効率的な整備を進めていきたいと考えています。</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
	<p>1、災害（特に水害）については、H20年～H21年の下水道審議会では、全く検討されていません。</p> <p>・審議会の開催された当時と現在では、気象状況が全く違います。</p> <p>最近よく発令される『記録的短時間大雨情報』（H26年1年間で全国20余件）記憶に新し広島の山崩れも1時間に100mm以上の大雨が原因です。この様な雨が瑞穂市全域に降り、瑞穂市で一番土地の低い計画地に流れ込んだらどうなりますか？</p> <p>・1976年の大雨の時には、牛牧小学校庭の高さよりも2m高い位置までが水に浸かりました（市設置の標識もあります）。当時より水田が少なくななり、水の遊水能力は極端に減っています。また雨の降り方も当時以上に激しくなっています。更にそこへ全市の下水の水を持つて行く事は、まさにお金を掛けた災害の元をつくるようなものです。</p> <p>・五六川の排水機場を改修するから大丈夫と言われるでしょうが、時間100mm以上の雨量に対応出来るか全くシミュレーションされていないし、審議会でもも検討されません。集中処理場を1箇所とし、瑞穂市で一番低い土地につくる事は大変に危険です。施設がパンクしたら全市でトイレが使用不可になります。</p> <p>・市計画のオキシゲーションデッヂ法では、水害になると汚物があたり一面に広がります。市は輪中堤防の高さにオキシのペールを設置するから大丈夫だと言われるでしょうが、それでは土地の低い下畠に処理場をつくる意味が無くなります。</p> <p>※災害対策上も処理場の分散化が必要です。</p>	<p>瑞穂市の水が流れ込む閉鎖性水域である伊勢湾では、水質汚濁防止法により高度処理（窒素、リン総量規制等）が求められ、土壤被覆型礫間接触触化法は高度処理方式に適合しておらず、法律に高度処理として示された中で維持管理費が安価な処理方式を今回、採用しています。</p> <p>水洗化率については、公共下水道全体計画策定時の岐阜県内市町村の直近10年間の実績を参考にしています。下水道経営に直結するものとしてご指摘の点には充分留意して進めていきたいと考えています。合併処理浄化槽事業を進めた場合、現在生津地区にあるもどす広域連合衛生施設し尿処理場の負担が増加することが予測でき、場合によっては、現施設の更新も考えられ、そうした費用が必要となると考えています。</p> <p>下水処理場の建設には、周辺住民の同意は大変重要な要素だと考えています。地権者、周辺住民の方には丁寧な説明と計画へのご理解を頂くよう努めています。</p> <p>2、処理場の分散化で建設費を安価にする事が出来るのでは？</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・分散化は災害対策とともに建設費を安く出来るのでは・・・その訳は、処理場を1箇所にすると管路が長くなります。建設費の80%強が管路建設費だからです。 ・処理場を1箇所にするとそこへ継なぐ管路を太く大きな直径の管にしなければならず、建設費が多くかかります。また、管路が長くなればなる程、悪臭対策にもより余計な対策と費用が必要です。 ・エリア毎別に処理場を設置（牛牧地区は犀川の河川敷、本田は後述、只越地区は、コミニプラの活用）すれば処理範囲だけの管路の長さと太さで済みます。 <p>・終末処理場30年計画は、建設も4期に分けての工事計画です。接続希望がなければ、途中で工事はストップするとしていますが、太い管路を作った以上、途中で止めることは難しくなるのではないか。たとえストップしたとしても購入した土地と太い管路が無駄になります。</p> <p>・昔は、自分の家の汚物は畑で肥料として活用した。現代社会ではそうはいきませんが、基本的には発生に近い所で処理すべきと考えます。</p> <p>※安価にする為にも分散化が必要です。</p> <p>維持費は、処理場の集中を図った方が安くありますが、管路の長短、太さの費用の建設費差額と処理場の集中と複数化の維持費用の比較がされていません。</p> <p>3、人口が集中していない地域及び合併浄化槽が設置出来る地域に公共下水道は必要ありません。</p> <p>(逆に言うと人口集中地域で合併浄化槽設置をする広さの土地を持てない、所には公共下水道が必要となるが、他の方法、例えば土壤浄化法等も検討する必要があります)。</p> <p>公共下水道を造る事が目的ではない。水質を綺麗な状態で流す事が目的です。目的を間違えではありません。</p> <p>・単独浄化槽では、水質に問題があるので、高度合併浄化槽化を図るべきで</p>	

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会では、個人に任せておくと合併浄化槽化が進まないとしていますが、いかに迅速に移行させるかが、殆ど検討されていません。 ・隣りの大野町では、高度合併浄化槽化を推進する為に、設置には40%の補助（国・県・町・各1／3）以外に町独自で50%の補助をし合計90%の補助をしています。更に単独浄化槽から高度合併浄化槽への切り替えに9万円を補助し推進しています（年間200～280軒の移行で町の負担額は、年間1.3～2.2億円） ・合併浄化槽への移行が進むと水質はどうかということですが、大野町の水質検査では、BOD（生物的酸素要求量）は2.0を切っており、昨春のBODは1.5で、公共下水道の水質と何ら遜色がありません。 ・合併浄化槽については、今では生涯保障制度の保険もあり、維持管理制度もできています。また、最近の技術革新のもと新しい浄化槽もできます。 ・審議会では、合併浄化槽だと公共下水道よりも建設費+維持費で費用は余計掛かる。としていましたが、設置時に補助を90%しても、維持管理費は個人負担ですので、公共下水道よりも合併浄化槽の方が市としての出費は安価です。 ・瑞穂市の場合、設置に市独自補助金を出すと既合併浄化槽設置者との均衡性の問題が生じると思いますが、既合併設置者には、補助金分の額を維持管理費の補助として一括又は分割で支払う事で解決できます。 ・単独浄化槽から高度合併浄化槽への切り替えに対しては、新規に対する補助とは別に10万円程度の補助を（期限を切って早期切り替え者は、更に早期奨励金制度も検討すべきです。） ・公共下水道への接続者の使用料と合併浄化槽設置者との維持費と均衡性の問題ですが、合併浄化槽のほうが公共下水道より高ければ、差額を維持費の補助として毎年に出す。又は、公共下水道の使用料金を合併浄化槽の維持費と同じとするように使用料の単価で調整する事やまたは加盟金で調整する 	

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
	<p>事も可能ではないでしょうか合併浄化槽設置者に市独自の補助金を出すのなら公共下水道使用者との差は考える必要がないかもしませんが。※市独自に高度合併浄化槽への補助制度で、推進を図る。</p> <p>出来るだけ高度合併浄化槽をはかり、どうしても設置出来ないエリアのみ公共下水道とする。（下水道化を図るエリアは新規建築以外は合併化は許可しない）</p> <p>4、公共下水道を設置する場合の方式について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現計画のオキシデーションデッチ法は、地盤の低い端穂市では水害の水の流入に対して弱く、処理場の建物の2～3階へ上げるのは費用的に掛かる。（プール全体を上げねばならないし、水槽の水を廻す為に動力が常に必要です） 礫間接触酸化法なら処理槽を処理場の建物の2～3階へ設置（電源も）すれば水害にも強いし、汚水を上から流すだけなので水槽を廻す動力は必要ない。 <p>・全国では、既に数多く稼働しており、近くでは三重県の伊賀市で稼働しています。オキシデーション方式より維持費が安価である。また、処理場の設置に必要な土地もオキシより狭くですみます。</p> <p>・礫間接触酸化法は、オキシと比し窒素残留値が高いと言われますが、除去装置を設置（装置と設置費で数千万円）すれば、安全性・維持コスト等を総合的に考えてもオキシデーションデッチ方式よりも優れています。</p> <p>・国土交通省からの補助金制度もあります。</p> <p>現計画にこだわらず、再度どんな方法が良いか、検証する必要があると考えます。</p> <p>5、財政上の不安をなくするためにも、計画の見直しを</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の計画では、建設予定費用360億円、内147億円は国の補助金ですが、償還計画の60年で、利息の100億円を加算すると460億円になり、更に維持管理費が掛かります。 	

番号	意見（原文のとおり） 市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の接続率の見込みは、10年で70.7% 30年で86.4%で計算しておりますが、ミニプラは11年経過で40%強。西部処理場は10年経過で64%です。まして現在、軒入・新築の家は全て合併浄化槽を設置している（人口の35.5%）訳ですので、市の見込み接続率には、希望的観測が大きく、正に甘い計画と言わざるを得ません。 ・今後益々高齢化世帯の増加で、公共下水道へは経済的負担で加入しない世帯が増える事も予想されます。 ・全国的な動きとして、法的に公共下水道への接続義務をなくす事も検討されているようです。審議会では、接続義務が無くなつた場合を全く予想していません。 ・高度合併浄化槽化を主な事業として推進するならば、市の財政負担は小額で済みますし、市債発行の必要もありません。また高度合併への切り替えが多数になり過ぎても翌年へ繰り延べる事も出来ます。 ・接続率が低ければ、それだけ市の下水道の維持に掛かる費用が多くなり、他の事業に廻すお金が圧迫されます。既に決めた事だからと何がなんでもこのまま進める事は、危険ですし、禍根を残すことになります。 <p>6、市民参画のもとで、計画の見直し推進を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処理場を計画している下畑の住民の圧倒的多数の方が反対しており、今の計画をそのまま事業認可にするため県・国へ申請した場合、土地の収用に強制執行も出来ますが、市が一部の地区とは言え、市民を強制執行するような事は絶対にしてはなりません。執行した場合には裁判沙汰になりますし、市政への市民の信頼には落ちます。また、市民参画どころではなくなります。 ・瑞穂市公共下水道全体計画の第5章『処理場候補地の選定』では、 (4) 処理場は処理区域に近い計画区域かまたは処理区域に隣接している事が望ましい。処理区域と離れた地点であると、幹線管路が長くなり建設費及び維持管理費がかさむ。又、管路内での下水の腐敗などで処理効果に悪影響

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
5	<p>響を及ぼすこともある。</p> <p>(10) (11) では、処理場の周辺住民の同意が得られる事。住民の合意を得ることが重要だとしています。</p> <p>・市民が納得し、子孫にきれいな水環境を残すため如何にしたらよいか?の合意を得るために、仮称「瑞穂市污水処理計画推進実行委員会」を結成し、市民相互の対話を徹底し、自治会等との連携をはかり市民レベルでの合意形成を図る必要があるのではないか。今、一度立ち止まり、協働を合言葉とし担当部署だけでなく行政全体で再構築して頂きたく、せつにお願いいたします。</p> <p>瑞穂市まちづくり基本条例14条（説明及び応答の責任）では、</p> <p>1、市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務をはたさなければなりません。</p> <p>2、市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握とともに、これを行政運営に反映させるよう努めます。</p> <p>と制定されています。</p> <p>※この3月～4月に予定されている都市計画決定の為の作業を現計画のまま進めることは問題がありますが、一時棚上げしてください。</p> <p>瑞穂市は「広報みづほ・2014.9.1」に掲載された地図でも分かるように、長良川と揖斐川の間に位置した水環境にあり、更に伊吹山の伏流水による地下水に恵まれて非常に上質の水を飲み、使っています。住み慣れた人にとつては「当たり前」のように飲んでいる水道水が、外部から移り住んで来た人々にとっては驚きの美味しさです。</p> <p>一方、私たちが利⽤した後の水の処理、すなわち下水道の環境は非常に遅れており、公共下水道普及率は岐阜県内21市の最下位という状況です。</p> <p>瑞穂市は、「人口が増加している数少ない成長している自治体」です。その自治体の公共下水道普及率が極めて低い、というのは今後の市の発展のた</p>	<p>ご意見のとおり、市街地のすべてが将来にわたり浄化槽であった場合、その管理を個人に任せることは放流水質などに懸念があると考えています。</p> <p>市街地の污水处理施設整備については、環境面、衛生面、利水、公平性、効率性などから公共下水道が適していると考えております。</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
	<p>めにも非常に問題です。資料によれば、市でも公共下水道普及について高い問題意識を持ち、平成20年度瑞穂市上下水道事業審議会の答申を受け、「瑞穂市下水道基本構想」を策定し、平成21年度に瑞穂市公共下水道（瑞穂区）の全体計画を立案して、利用該当地域への説明会も開催されました。従って、公共下水道の早期実現が期待されましたが、それから既に6年経過しています。早急に公共下水道の敷設工事を開始し、普及させるべきです。公共下水道の整備は道路整備と同じように行政がやらねばならない事業です。もし道路を各個人が自家前だけを負担して整備しようとすれば、道路はきれいな部分と凹凸の部分がちやくちやに混在して不便極まり無いでしょう。</p> <p>それと同様ように下水処理も各個人に任せれば、長期的に美しい環境を保つのは極めて困難だと思います。例えば、各個人負担による合併浄化槽の設置であれば、先ほどの道路の例で示したように、全戸の合併浄化槽を長期間にわたって十分な性能を発揮できるよう管理できるとは到底思えません。</p> <p>平成20年11月の「汚水処理施設の効率的な整備・管理に関する有識者研究会報告書」では、岩手県の例が示されています。規定では合併処理浄化槽の処理水質として、「BOD20以下」を指示しているにもかかわらず、定期検査実施率91%という全国4番目に高い実施率の地域、即ち環境意識の非常に高い地域であります。これは、下水処理を個人に任せれば、如何に環境意識が高い地域であっても、処理水質をきれい保つことは極めて困難であることを物語っています。因みに公共下水道の場合には、処理水質はBOD15以下の規定があり、その遵守義務があります。全国の下水処理場の中にはBOD3以下と定めているものもあるくらい処理水をきれいにしています。</p> <p>そうした意味からも公共下水道の整備は必要不可欠なのです。もちろん費用対効果を見極めて、人口密度の高い区域には公共下水道を整備し、住宅密</p>	<p>また、公共下水道整備は雨水事業も同時にを行うもので、雨水排除に対する計画も合わせて行うことで、治水安全度の向上につながるものと考えます。</p> <p>ご意見の期待に沿えるように、早期に事業が進むよう努めてまいります。</p> <p>それに公共下水道の敷設工事を開始し、普及させるべきです。</p> <p>公共下水道の整備は道路整備と同じように行政がやらねばならない事業です。もし道路を各個人が自家前だけを負担して整備しようとすれば、道路はきれいな部分と凹凸の部分がちやくちやに混在して不便極まり無いでしょう。</p> <p>それと同様ように下水処理も各個人に任せれば、長期的に美しい環境を保つのは極めて困難だと思います。例えば、各個人負担による合併浄化槽の設置であれば、先ほどの道路の例で示したように、全戸の合併浄化槽を長期間にわたって十分な性能を発揮できるよう管理できるとは到底思えません。</p> <p>平成20年11月の「汚水処理施設の効率的な整備・管理に関する有識者研究会報告書」では、岩手県の例が示されています。規定では合併処理浄化槽の処理水質として、「BOD20以下」を指示しているにもかかわらず、定期検査実施率91%という全国4番目に高い実施率の地域、即ち環境意識の非常に高い地域であります。これは、下水処理を個人に任せれば、如何に環境意識が高い地域であっても、処理水質をきれい保つことは極めて困難であることを物語っています。因みに公共下水道の場合には、処理水質はBOD15以下の規定があり、その遵守義務があります。全国の下水処理場の中にはBOD3以下と定めているものもあるくらい処理水をきれいにしています。</p> <p>そうした意味からも公共下水道の整備は必要不可欠なのです。もちろん費用対効果を見極めて、人口密度の高い区域には公共下水道を整備し、住宅密</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方	
6	<p>度が低い地域では別の適切な手段を採用することも必要だと思います。しかし、何よりもまず人口密度の高い区域に公共下水道を整備すべきです。</p> <p>公共下水道が普及していない現時点で河川の汚れは疑いの無いものであります。河川の汚れが減少して小魚があふれ、子供たちが安心して川遊びができる川の復活を、住みよい環境の町を目指す意味からも公共下水道の整備は必須です。大至急公共下水道の整備に着手し、早急に普及を図るべきです。</p> <p>また、最近の技術開発では、下水処理施設から出る汚泥からメタンを生成し、そのメタンから、今後の重要なエネルギー源と期待される水素を生成する技術開発も進んでいます。こうしたメタンや水素を生成するためには、ある程度大きな規模の処理施設が必要になると予想されます。</p> <p>今後、教育費や福祉費用に勝るとも劣らず重要なのが、この環境費としての公共下水道整備費だと思います。</p> <p>また、下水処理場の位置については、「広報みづほ」に記載されているように、「流れの下流域の設置が自然の摂理に従つており合理的であること」、「処理水の放流先（五六川、犀川）に近い地区であること」、「下流域であるがゆえに、処理・放流に要するエネルギーが少なく済むこと」などの理由により、提案地区の選定は極めて妥当であると思います。</p> <p>公共下水道の早期の整備を切にお願いします。</p>	<p>以上</p> <p>瑞穂市としては、嘗てない巨大事業の進め方は本当にこれで良いのか？「市民が主役”市民参画の協働のまちづくりを理念とする「まちづくり基本条例」が機能していないと強く感じます。</p> <p>先の都市計画公聴会において公述したものと重複致しますが、その後のフォロー（公述事項に対する市の考え方についての協議）において、下記事項について更なる疑念拡大が挙げられました。</p> <p>①市の考え方として、公共下水道事業は開運する都市計画を優先する立場で</p>	<p>瑞穂市は、岐阜都市計画区域という広域都市計画に位置しており、岐阜都市計画との整合を図るべきであるものと考えております。そのため考観点で下水道計画への市民参画を行っていくものであります。また、都市計画事業と10周年記念事業を同じ観点で議論するものではないと考えています。この考えは、担当部署の考え方ではなく、市全体の考え方であると認識しています。</p> <p>今後も事業を進めていく中で、市民の方々にご説明する機会やご意</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
	<p>あり、かつて協働の実績として成果を評価された10周年記念事業（の手法）とは同じ観点で論じものではないと断じています。</p> <p>この考えは、担当部署（環境部下水道課）独自の方針であり、市行政として全体合意のものではないとされています。</p> <p>このような重要な事業を、一部部署の独善で進められることは如何なものでしょうか。</p> <p>②広く市民参加の手段として、説明会、パブリックコメント、アンケート、広報誌配布など出来るることはすべて実施されましたか、南民側から出された幾多の意見・提案が具体的に計画に反映されたものは皆無であったことがあります。</p> <p>これは、如何に市民参加の手段が形骸化していたと、疑われてもやむを得ない事実ではないでしょうか。</p> <p>果たして、何のための協働なのか、何のための基本条例なのか、著しく疑問に思います。</p> <p>官制主導の上から目線による上位下達、「垂直統治」の極みではないでしょうか、</p> <p>多様性を受け入れ、持続可能な社会（ESD）を目指して猛省を促します。</p>	
7	<p>公共下水道事業の財政計画において、現計画の10年70%の接続率を40%50%60%のそれぞれを算定し、実質公債比率がどうなるかを示すべきである。かつ、人口が減少に転じると想定している2025年からの接続世帯数の減少を考慮した算定をしなければならない。</p> <p>全国でも上記の検討を進めて、大規模な公共下水道事業は断念して、「コミュニケーションプラント」と合併浄化槽に切り替える自治体も出てきている。（例えば神奈川県三浦市）</p>	<p>水洗化率の見込みは、下水道経営に直接影響する要素ですので、水洗化の促進施策を導入し、財政健全化となるよう努めてまいります。</p> <p>財政計画シミュレーションは、事業計画策定時にその時々の情勢に合わせ見直しを行っていく考えでいます。</p>

番号	意見（原文のとおり）	市の考え方
8	<p>瑞穂市内特に旧穂積町内の市街化区域の水路は用水排水兼用です。毎年用水前、4月、5月に町内単位で水路清掃を行っています。私の町内の水路は複断面化が進み、また終末の水路浄化のおかげで水路清掃活動持排出の汚泥の量(以前に比べて減少しているように思われます)が、この活動時水路の中のヘドロをスコップで汲みながら公共下水の必要性を実感しております。</p> <p>水路浄化においても用水ポンプを利用して井戸水を流しているのですがその水は排水路から河川へそして岐阜県が全国に誇る清流長良川へと流出させているのではないかでしょうか。</p> <p>住みよい町 子孫によい環境を残すためにも下水処理場の難しい問題もありますが早急な着工を望みます。</p>	<p>市民のみなさまには、いつも水路清掃にご協力を頂き大変感謝いたしております。生活排水や浄化槽排水によって有機性のヘドロが多く堆積し、清掃の負担も大きく、それを軽減するため暫定的措置として複断面化の整備がされています。</p> <p>このような状況を根本的に解決するために公共下水道の普及そして下水道に接続して頂く事で、水路清掃の負担はかなり軽減できるものと考えていますので、早期に普及するよう努めてまいります。</p>